

## <資料 1>

令和2年6月2日  
定例記者会見資料

### 新型コロナウイルスに感染した者等に対する傷病手当金の支給について 【国民健康保険】

傷病手当金は、病気やケガで会社等を休んだ時に生活を保障するための制度で、会社を休んで療養している期間に、事業主から十分な報酬を受け取れない場合に支給されるものです。

本来は被用者保険といわれる会社等の健康保険の制度で、市区町村の国民健康保険では実施しておりませんでした。今回、国によって、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大をできる限り防止するために、“労働者が感染または発熱等があり感染が疑われる場合に、より休みやすい環境を整備する”という観点からの緊急的・特例的な措置がなされ、それに対応するかたちで、武蔵野市においても新たに国民健康保険に加入している被用者の方を対象とする傷病手当金の制度を設け、支給することになりました。

**補正額 400万円**

- 対象者 : 武蔵野市の国民健康保険加入者で、給与等の支払いを受けている方（被用者）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状で感染が疑われ、その療養等のため勤務することができなくなった者。
- 支給額 : (直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2 / 3 × 日数 (支給対象となる日数) ※支給額に上限があります。
- 支給期間 : 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数
- 適用期間 : 令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間 (ただし、入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで)。
- その他 : 申請手続きに関するお知らせは、市報、市ホームページ等で行います。

■問い合わせ 健康福祉部保険年金課 0422-60-1834